

長野市農業委員会 第 18 回総会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 7 月 30 日 (金)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 3 時 32 分
- 2 場 所 203 会議室 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 善財 良治 2 番 池田 昌子 3 番 青木 保
4 番 曾根 信一 5 番 田中 章一 6 番 岡村 豊
7 番 鈴木 洋一 8 番 青木 明夫 9 番 小林 清男
10 番 村田千代春 11 番 佐藤 太吉 12 番 小滝 愛子
13 番 北村 守 14 番 中島 清 15 番 林部 安壽
16 番 羽田 悟 17 番 中澤 澄夫 18 番 関 正和
19 番 吉原 俊夫 20 番 松田 光平 21 番 酒井 昌之
23 番 和田 修 24 番 北原 幸平 25 番 北村 正彰
- 4 欠席委員
22 番 塚田 厚
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 市川 隆道 主幹兼事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 大前 健 係 長 西澤 忠
係 長 曾根 明美 主 事 岡田 悠希
農業政策課
専 門 員 山口 浩之 係 長 市川 和正 主 事 山田 実咲
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 160 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 161 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 162 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 163 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 164 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第 165 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定について
報告第 77 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画 (案) の報告について
議案第 166 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画 (案) の意見聴取について
議案第 167 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 168 号 非農地決定について
報告第 74 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 75 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 76 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 169 号 第 6 回長野県農業委員会大会における要請事項について

曾根会長代理 定刻前ですが、総会を開催させていただきます。

本日は暑い中ご苦労さまです。7月20日に農業農村支援センターの主催で中山間地の畦畔の AI によるリモコン式草刈り機の実演会がありました。信更地区と大岡地区で実演をやったのですが、やはりやってみますと傾斜角 45 度の壁というのがありますが 45 度を超えると機械が使えないという状況です。まだまだ開発も途中で製品になるにはまだ遠いかなという感じがありました。やはり現状を見ますとスパイダーモアという草刈り機があるのですが、それでできる範囲の草を刈ることが現状で出来ることという印象を受けました。これからも色々な面で草刈機の情報提供ありますのでまた見ていただきたいと思います。

さて、18 回の総会にご出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしましたのでご起立をおねがいします。私が、長野市農業委員会憲章 1 行目の、「長野市農業委員会は」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ご着席ください。ただ今から、第 18 回総会を開催いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

本日の総会につきましては、現在の出席委員数は在任委員 25 名中 23 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号 22 番、塚田委員。また、遅刻される委員につきましては、7 番の鈴木委員が遅れますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

挨拶ですが、初めに青木会長よりお願ひいたします。

青木会長 皆さん、改めてこんにちは。酷暑の中、日々の活動、そして本日の総会にご参加いただきまして、ありがとうございます。

オリンピックで、若干、寝不足もありますが、一方では 1 万人を超えるコロナの感染者ということで、画面を見て応援をし

ながら、複雑な気持ちで日々を送っているのが、多くの国民の心情ではないかというふうに思います。選手に対しては純粋な気持ちで応援したいという一方、命を守らなきゃいけないというような形で、私どもも自らの健康、命は自分で守るということを大前提に、委員活動を進めていきたいというふうに思っております。

本日、「農地のつぶやき第17号」を、皆さまがたの手元に配布させていただきました。いくつか、皆さまがたにご報告をさせていただきながら、情報を共有させていただければありがたいと思っております。春に発生いたしました、凍霜害の関係でございます。この総会においても、委員の皆さん方から、非常に甚大な被害で、途方に暮れているというお話もございまして、早速、被害の実態調査を行いまして、その内容を農林部なり、それから委員の皆さん方にも情報共有ということで資料を、提出をさせていただきました。

実は6月30日に、市議会の新友会の先生がたのほうから、今回の凍霜害について、地元の現場の声を市長に直接届けようじゃないかというご相談をいただきまして、農業委員会といたしましては、オブザーバーということで、関係者に集まっていたいただきまして、いわゆる被害の状況や加藤市長さんに何を願うのかということも含めて、6月30日に相談をさせていただきました。その内容について、7月19日に、市長さんのお時間が取れるということで、特に今回、被害の大きかった長沼地区、それから豊野地区の、特に若手の生産者団体の皆さん方、それからJAグリーン長野、JAながのさんの、それぞれの代表の方々に、ご支援をいただきまして、その内容についてご相談をさせていただきました。

形としては要請書という形で要請文を作りまして、一つは、JAを代表しての要請書を市長さんに出しましたし、もう一つは長沼地区のリンゴの生産組合さんの方々の声を直接、加藤市長に届けようということで、二つの要請書を準備させていただきました。内容の詳細につきましては、次のページに資料としてお付けいたしましたけれども、凍霜・降雹による農作物等被害対策に関する要望書という形で、直接被害の状況、それから被害に遭った農家のモチベーション、今後に対する不安等々を含めて文書にまとめさせていただきました。

具体的な項目としては、五つ上げてあります。一つは、凍霜害対策に、今回も防霜ファンが一定の効果があったということが、現場からも多く挙がってきましたので、防霜ファンの設置についての国・県の補助制度を充実させようということ。それ

から二つ目は、災害リスクから農業経営を守るために、収入保険についての掛け金や事務手数料の補助を行うことをお願いしようということ。それから三つ目は、営農継続に対する意欲を失わないよう、農薬補助等の営農支援を行うこと。これは実際に、今、果実がなっていないのですけれども、その状態を保持し、来年度の営農に結び付けるために、防除も実際にされているわけです。それから草刈りなども日々やられています。そういった農薬補助等の営農支援について上げています。

それから四つ目は、農産物の規格外品の需要創出についてであります。サビ等による商品劣化の果実が例年以上に出ますので、できれば学校給食だとか高齢者福祉施設等々で購入いただくなど、規格外品を何とか収入に結び付けたいということをお願いしてあります。そして、五つ目として国・県・JA 団体等関係機関との連携を含めてさらに農業振興を図ることを上げてあります。

19日の日に、加藤長野市長さんと、それから農林部の櫻井部長さんにこの要請書を提出いたしました。席上には新友会の小林会長もご同席いただき、また JA グリーンの神農組合長さんも代表で出席いただきました。市長さんからのご回答では、たいへんな状況についてよく理解したことが述べられました。さることながら当然財政面や政策の問題もあるので、少しでも皆さん方の声を吸い上げられるよう、農林部とよく相談をし、前向きに検討したいというお話をいただきました。今後、来年度の予算化に向けて、それぞれの団体でさらにプッシュしながら、少しでも、これを政策に盛り込んでいけるよう、継続フォローしていきたいというふうに考えておりますので、まず皆さん方にご報告をさせていただきます。

関連して、去年も行いましたけれども、農林業振興対策特別委員会の先生方とも、今回、意見交換をさせていただきました。今回、また新しくメンバーが変わられ、委員長の松木茂盛さんを筆頭に9名の先生方がなっております。具体的には、私ども農業委員会のほうから、役員総出で、人・農地プランに関することだとか、農地の基盤整備事業についてだとか、それから、先ほどとダブりますけれども、災害に強い果樹産地づくり、担い手の育成、労働力の確保、等々につきましての意見交換をさせていただきました。まず、特別委員会の先生方に、現状をきちんと理解していただき、少しでも、これが政策に反映できるようにお願いをしたところでございます。

それから内部的な話になりますけれども、7月9日の今年第1回目の研修である管内視察研修にご参加いただき、本当にあり

がありがとうございました。西部地区調査会の皆さん方のお力添えにより、非常に内容の充実したプランができて、有意義な研修会であったというふうに思っています。私事で恐縮ですが、小田切地区の地域起こし協力隊の酒井慎平さんのお話非常に興味を持ちました。できれば酒井さんに、小田切地区の救世主になってもらいたいと思います。酒井農業委員に続いて、ぜひ小田切地区の灯火になってもらえればいいのかというふうに感じました。引き続き、継続して見守っていきたいと思います。

それから最近ですけど、28日の日に、長野市の農業青年協議会の、新規就農者激励スポーツ大会が、ヤングファラオで行われ、招待されましたので参加してまいりました。総勢22名の方が今回参加されており、今回、新しく新会員になった5名のうちの3名の方に参加いただきました。女性の方も、ご夫婦で参加をしていただきました。

この席で、農業委員会のほうに、役員の皆さんからの要請としては、一つは、地区の農業委員や農地利用最適化推進委員などとお話したことがないというような状況がありまして、地域の交流会や情報交換をしたいので、そういう場をつくっていただきたいという要請がございました。窓口が農政課でございますので、農政課担当と調整をして、改めて皆さまがたにご相談を申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、長野市も結構広いので、いろんな地区で、いろんな品種栽培をしており、新しい農業者の方は非常に興味を持っておられ、研修の場を設けてほしいと要請されました。事前の調整等をぜひ農業委員にさせていただければありがたいというお話もありましたので、これはまた随時対応していきたいというふうに考えております。蛇足でございますけれども、私も1年ぶりに、ボウリングをやりました。ストライクもスペアも出ました。13ポンドのボールに振り回されましたけれども、何とか2ゲームで合計200本いきました。非常に楽しかったです。

最後になりますけども、新型コロナウイルス情報で、昨日、長野地域はレベル3に引き上げられました。今回は新しいウイルスの拡大で、第5波というようなお話も出ています。私も昨日、実は、善光寺のある直売所さんとの取引をしていて、昨日寄せいただきましたが、善光寺も、ほとんどお客さんが来ないということで、店の方も、売り上げは上がらないし、従業員を抱えており、農産物も少しずつ仕入れているんだけど、とてもじゃないが、もうやっていけないと、おっしゃっていま

した。私ども長野市の足元においても、非常に厳しい声を聞いております。

そうした中で、これから暑くなりますけども、コロナの感染に対応しながら、いい品物を供給していきたいというふうに思っています。いろいろとお話をさせていただきましたけども、今日の総会も、ボリュームがたくさんありますので、闊達なご議論をご期待申し上げまして、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして、市川事務局長より、ご挨拶をいただきます。

市川事務局長

どうも、こんにちは。事務局の市川でございます。本日はご多用の中、青木会長をはじめ、委員の皆さまがたには、第18回長野市農業委員会総会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

先ほど、会長から、多々、ご報告をいただきました。いろいろな場面で活動をしていただきまして、本当に会長には感謝申し上げます。ボウリングの勇姿は、ぜひ、見てみたかったですけども、また次回、お願いしたいと思います。

さて、8月から9月にかけて、例年の各調査会に、農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールが実施をされます。皆さまには、大変暑い時期の調査となりまして、大変、ご苦勞をいただくわけでございますけれども、耕作放棄地の拡大防止や農地の集積の対策、また、維持していくべき農地とそれ以外の農地、その見極めなど、農業委員会活動の中でも非常に重要な業務となっておりますことを、改めて申し上げるところではないかと思っております。来週末には、はや立秋を迎えるとはいえ、厳しい暑さが続くことが予想されます。委員の皆さまには、くれぐれも健康に留意され、活動くださるよう、お願いを申し上げます。

本日の会議事項は、農地法関係等の議案が10件、報告案件4件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長になっておりますので、青木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議

長

それでは規定に基づきまして、議長を務めさせていただきます。スムーズな進行にご協力いただけますよう、よろしく願いいたします。着座にて進行させていただきます。よろしく願いいたします。最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号13番、北村守委員と、議席番号14番、中島清委員にお願い

いたします。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議事案件に関しましては、議案第164号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてにおいて、お手元に配布いたしましたが、別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件になっております。この別紙以外に、本日、皆さまがたの中で、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申し出ください。別紙1以外は、ありませんか。

【該当者なし】

議長 なしと、確認をいたしました。
それでは、次に議案の訂正等がございましたら、事務局よりご説明をお願いします。

大前係長 事務局の大前です。今回の総会においての訂正事項はございませんが、地区調査会でご報告申し上げました訂正事項について、確認のため、再度、読み上げさせていただきます。調査会時にお配りした訂正票をご覧ください。初めに、農地法等議案となります。9ページ、第162号 農地法第5条の番号9の貸人欄でございます。訂正内容ですが、●●外2名が、亡●●相続人、●●外2名に訂正となります。

続きまして11ページ、第163号第4条の規定により、許可後の計画変更申請の番号1の、許可年月日欄でございます。訂正内容ですが、令和3年1月13日を、令和3年2月9日に訂正をお願いしたいと思います。

続きましてその下、農業経営基盤強化促進法議案となります。別冊1-2、66ページ。6、利用権設定関係、農地中間管理事業、賃貸借権の番号110の受人欄でございます。訂正内容は、有限会社●●代表取締役●●が、有限会社●●代表取締役●●に訂正となります。訂正票の確認は以上であります。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。最初に、農地法等に関わる事項について、審議を行います。議案第160号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

竹下主幹兼事務局長補佐 事務局の竹下です。説明の前に、本日の資料ですが、農地法の議案に係る本冊の他に、農業経営基盤強化促進法に関するも

のが、別冊1-1、1-2、1-3の3冊、それから経基法の規定により定めた集積計画の一部取り消しに関する別冊2、それから農地中間管理事業に関する別冊3、農地中間管理事業の報告に関する別冊4、農振除外に係る意見聴取の別冊5がございます。それでは着座にて、説明をさせていただきます。

議案第160号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。第18回総会 農地法等議案の1ページをご覧ください。番号1番から、4ページの14番までの14件でございます。内容は、所有権移転案件が12件、使用貸借権設定案件が2件となります。なお、1ページの3番、2ページの5番については、農家創設案件です。

申請案件の内容につきましては、農地法第3条第2項の各号に掲げる、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。本議案は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。

それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から3番、お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。1番から3番の3件につきまして、1と2につきましては関連案件、3番は農家創設案件です。3番の農家創設につきましては、申請人から、北部地区調査会で営農計画書に基づき、説明を受けました。実母の日常介護が必要となり、5年前に東京から帰郷しました。近隣農家の農業を手伝う中で、農業に魅力を感じて、野菜作りから始めたいということで、農業耕作をする意欲も認められるので、適当と判断をいたしました。1番、2番につきましては、地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められますので、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、4番、5番、お願いいたします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村でございます。先般の調査会で検討いたしました結果、許可条件に適合しており、問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、6番から9番、お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。よろしくお願ひいたします。6

番、7番は、畑への進入路を交換するため、それから8番、9番は、利便性確保のための等価交換です。両方とも問題ないと判断しました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、10番から14番、お願いいたします。

北村地区調査会長 東部調査会の北村です。10番と11番については所有権移転2件、12番については使用貸借権ということで、調査会で検討した結果、許可条件に適合しており、特に問題はないと判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただ今の事務局説明、並びに各地区調査会長からの報告につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは、ないものと判断をいたします。採決に入ります。議案第160号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認できました。よって議案第160号は、提案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第161号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第161号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の5ページをご覧ください。番号1番から2番の2件です。1番は、貸駐車場を設置する転用案件です。2番は、墓地を設置する転用案件です。内容につきましては、議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし、立地条件等、特に問題ないと判断いたしました。ご審議のほど、お願い申し上げます。

なお、先月の総会で許可すべきもののご決定をいただき、県に進達いたしました農地法第4条の3件の案件は、全て許可済みとなっておりますので、ご報告申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは案件について、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに中部地区調査会長から、1番、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。1番ですが、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認められまして、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

議 長 続きます、南部地区調査会長から、2番、お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。調査会で検討した結果、許可要件に適合し、また、周りの農地にも影響がないと判断しました。問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただ今の補足説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特にありませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようですので、採決に入ります。議案第161号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認できました。議案第161号は、全て許可相当と決定をいたしました。

続きます、議案第162号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第162号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明を申し上げます。本冊の7ページをご覧ください。番号1番から、10ページの13番までの13件です。1番は、駐車場を設置する転用案件です。2番は、倉庫・車庫を設置する転用案件です。3番は、駐車場・車庫・倉庫を設置する転用案件です。4番は、携帯電話基地局の新設・撤去に伴い、工事用地として一時使用するもので、許可日から令和3年11月30日までの一時転用案件です。

8ページをご覧ください。5番は、墓地・駐車場・管理棟を設置する転用案件です。6番は、自己用住宅を建築する転用案件です。7番は、墓地を設置する転用案件です。9ページをご覧ください。8番は、住宅への接道を設置する転用案件です。9番は、排水機場設置に伴う工事用地として一時使用するもので、許可日から令和4年2月28日までの一時転用案件です。10番は、自己用住宅を建築する転用案件です。10ページをご覧ください。11番は、駐車場及び資材置き場を設置する転用案件です。12番は、農業後継者別棟住宅を建築する転用案件です。13番は、住宅への進入路、家庭菜園・庭・駐車場を設置する転用案件です。

また、番号5番と6番は、備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成や建物建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転

用許可の事務は並行して進められ、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。以上、説明申し上げました、申請案件のその他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものとしてご決定をいただき、県に進達いたしました農地法第5条の7件の案件は、現在のところ、開発許可の必要な2件を除き、許可済みとなっております。以上になります、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局からご説明がありました。それでは1番から13番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番から3番まで、お願いします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。1から3について、周辺農地の営農条件等に支障が生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 続きまして西部地区調査会長から、4番、お願いいたします。
岡村地区調査会長 西部調査会の岡村でございます。許可日から11月30日までの一時転用ということでございますが、許可条件に適合しており、問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、5番、お願いいたします。

北村地区調査会長 5番になりますけれども、墓地の駐車場、管理棟の件ですが、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認められるため、許可相当と判断いたしました。なお、1筆、篠ノ井の西寺尾がありますが、村田会長には事前にご許可をいただいております。

議 長 続きまして南部地区調査会長から、6番から10番、お願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。6番から10番、いずれも調査会で検討した結果、許可要件に適合し、周りの農地にも影響がないと判断しました。以上です。

議 長 続きまして東部地区調査会長から、11番から13番、お願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。11番、12番、13番であります、調査会で検討した結果、許可条件に適合してございまして、特に問題ないということで、判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、発

言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 162 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の挙手を確認させていただきました。議案第 162 号につきましては、全て許可相当と決定をいたしました。

続きまして議案第 163 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

竹下主幹兼 事務局 長 補佐 議案第 163 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。本冊資料の 11 ページをご覧ください。

本案件につきましては、本年 1 月 29 日開催の第 12 回総会において、農地法第 5 条による移動販売車用の駐車場への転用案件として許可相当と決定し、県に進達し、2 月 9 日付で許可となった案件です。その後、事業者が許可となった事業地において、許可目的と異なる、ペット火葬の事業を行うための工事等を行っているとの連絡があり、県とともに現地確認、事情聴取を行い、工事の差し止めと是正計画書の提出を指示し、それに基づく是正計画書が県に提出され、今回、計画変更申請が出されたものです。変更内容・理由の欄に記載のとおり、転用目的を駐車場からペット火葬・納骨施設に変更するものであり、理由はペット火葬業に事業転換のためとなっています。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、この議案に該当する南部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。すみません、ちょっと長くなるのですが、よろしく願いします。

先日、調査会で検討した結果です。議案第 163 号 農地法 4 条の規定による許可後の計画変更申請について、南部地区調査会の検討結果をご報告します。議案 11 ページをご覧ください。申請者は株式会社●●です。変更内容は、当初の転用目的であるキッチンカーの駐車場から、ペット火葬及び納骨施設に変更したいという申請です。先月の総会でも事務局から報告をしていただきましたが、当初の事業目的とは異なる事業の工事を進めているため、県に違反転用事案の簡易報告をしました。その後、

県の是正通知に基づき、是正計画書が提出され、今回受理となったため、株式会社●●が計画変更申請を申請したという流れになっております。

南部地区調査会では、調査会に合わせて、申請者である、株式会社●●の代表取締役である●●さんから聞き取りを行いました。まず、申請の経過の概要を説明します。1月の総会において、キッチンカーの駐車場として、総会で許可が下りていますが、申請者の知人から無償で譲渡してもらう予定であったキッチンカーがもらえなくなったこと、従業員である調理人が仕事を辞めたことから、2月末には、飲食の移動販売を行う見込みが困難になりました。その後、移動型ビジネスの一つとして構想していたペット火葬事業に転換を決め、今回の申請に至ったという申請者からの説明がありました。

その後、調査会で、委員から、周辺の地元住人が反対しているのは問題ではないですか、また、風評被害や農産物への影響は、あるのではないか。また、駐車場からペット火葬場という大きな変更であり、計画変更申請でいいのかなど、多数の意見が出ました。委員からの意見及び●●さんからの聞き取りを踏まえ、農地法に係る事務処理要領に基づき、検討しました。

その結果、変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度、またはそれ以上に緊急性、必要性が認められるかという検討事項について、当初、キッチンカーの駐車場として許可したが、ペット火葬事業という大きな変更であり、当初の事業と同程度、またはそれ以上に緊急性、必要性があると認められないという意見で一致しました。よって、本議案については、非承認相当として、県知事へ進達したいと考えています。以上、調査会の結果報告です。

議 長 　ただ今、村田南部地区調査会長から、調査会としての検討結果についてのご報告をいただきました。それではまず、これらを含めて、事務局説明及び調査会の報告について、皆さん方のご質問、ご意見を承りたいというふうに思っております。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。酒井委員。

酒 井 委 員 　通常、墓地を作るようなときは、近隣の方の承認がなければ、保健所は許可しないのですけれども、ペットのこういう火葬業をやるというようなことについては、近隣の方からの同意などということは、必要ないでしょうか。

議 長 　ご質問ということで、事務局のほうで、まず、見解を述べてもらえますか。

松橋事務局長補佐 　事務局の松橋です。ペットに関しましては、許可制にはなっていないので、人の墓地とは違いまして、許可は必要ないという

- 話を聞いております。
- 酒井委員 では、誰でもやろうと思えばできるわけですね。早い話、いろいろな制約はあります。多分市街化区域では駄目とか、いろいろあるとは思いますが、ペットの火葬業をやることは、届け出だけでいいんですか。
- 松橋事務局長補佐 人の墓地の場合は届出が必要なのですが、ペットの墓地等に関しては、特にそういう届出については、必要ないという話を聞いております。
- 酒井委員 もう一つ、質問いいですか。この塩崎の西田沢●●は、青地ですか。それとも、白地ですか。現状はどの様になっているんですか。
- 議長 事務局、どうぞ。白地か青地か、それから現状についてお願いします。
- 松橋事務局長補佐 白地です。
- 村田地区調査会長 一応、駐車場で許可が出ていますので、事務所に使うという説明でしたけれど、トレーラーハウスが真ん中にあり、あと、ペット火葬用の2トン車にペットを火葬する装置を付けたものですが、ペットをそこへ持ち込んだ場合には、トラックをその敷地内に置いて、そこで火葬するのですが、例えば出張してほしいという場合には、そのお客さまの家まで2トン車を持って行って、そちらで火葬するということのようにです。
- 議長 現状は、トレーラーハウスがあり、火葬するトラックの置く場所に、屋根はないのですが、両側にフェンスが設置されている状況です。ただ、工事が差し止めになっていますので、空いているところは、草が伸びている状況です。
- 議長 2月の初めに、許可が下りていますから、既にもう、4、5カ月経っている間に、整地だとか、そういったことはされている状況ということですか。
- 村田地区調査会長 この申請が出る前に、火葬するための施設は、作り始めていましたね。
- 鈴木委員 ちょっと、いいですか。
- 議長 はい、鈴木委員。
- 鈴木委員 すいません、先ほどの確定の中で、時系列の中で、もう一回、ちょっと確認なのですが。当初、これはもう移動のキッチンカーも、知り合いの方から購入なのか、もらうのかどうかは分かりませんが、それができなくなったってことでしたよね。これは、購入だったのですか。
- 松橋事務局長補佐 無償譲渡です。
- 鈴木委員 無償で譲り受けることができなくなったんですね。それで、今度の、ペットの火葬用の車は、どうされる予定なんです

か。

村田地区調査会長
鈴木委員

購入したそうです。もう、支払い済みです。
ということは、この方が、移動キッチンカーを諦めたという一番の理由は、先ほどの説明の中にもあったように、調理人の方がいなくなったっていうのが、一番の大きな要因だったのでしょうか。

村田地区調査会長

キッチンカーが無償でいただけなくなったことと、仕事がなくなくなったので、多分、キッチンカーの調理人の方がいなくなったという説明でした。

鈴木委員

だけれども、この高い火葬の車を買っているわけですよね。だから、それだけの財力があるとなれば、例えば、新しい調理人だとか、違ったキッチンカーを、購入なりをして、その事業を継続するというのが、計画には、なかったのでしょうか。

村田地区調査会長

直接そのような質問はしてないのですが、調査会にお見えただいて、南部の調査会の委員の皆さんから、いろいろな質問が出たのですが、例えば先ほどの、農産物への風評被害というふうな話も出たりしたのですが、●●さんから風評被害って何だというような、逆にこちらが質問されるような状況でして、私の印象としては、あまり良くない印象を受けました。

鈴木委員

では最後にもう1つだけお聞きをしますけれども、結局4条の議案調査における目安とすると、周辺農地への影響という、幾つかの項目がありますけれども、周辺農地への風評被害というところでご判断されたという理解でよろしいですか。

村田地区調査会長

承認、非承認というふうなところは、あまりにも変更が大きかったということと、当初の事業と同程度とか、それ以上の緊急性とか必要性というものを認められないというふうな判断をしました。

鈴木委員

分かりました。ありがとうございます。

議長

鈴木委員、いいですか。他の委員の皆さんは。

議長

村田調査会長

村田地区調査会長

ちょっと、いいですか。南部地区の委員の皆さん、もし補足があったら、お願いしたいと思います。

議長

林部委員

林部委員

南部調査会、林部です。今のお話のとおり、調査会では、委員の皆さんから、さまざまな意見が出ました。私も質問の中で、重複するところがありますが、まずは当初、転用許可された事業計画に従った事業が、全く実施されていない中で、変更申請が出され、一体これはどういうことか。それと、計画変更の中身は、大きな変更というよりは、むしろ当初計画とは全く関係のない事業計画、ペット葬祭事業であって、むしろ新規事業み

たいな扱いになるのではないか。いわゆる、ここで違反転用事案として、是正勧告を受けているものの事業を、そのまま変更事案として出してくるというのは、ちょっと理解できないと思います。結論としては、先ほどの村田会長からのご説明のとおり、当初の事業と同程度、またはそれ以上に緊急性、必要性があるとは認められないという意見で、委員会の中では一致しました。以上であります。

議 長 この転用事業の内容が、あまりにも違い過ぎるということですね。

議 長 羽田委員
羽 田 委 員 南部の羽田ですけれども。先ほども出ていましたように、2月9日に許可が出ているのですけれども、その翌日の10日には、もうトレーラーハウスの発注まで掛けているんですよ。それで、3月にはもう火葬場の車の発注もされているということで、当初の許可をもらった、キッチンカーの駐車場とすることに対して、全く、何の努力もされていないんですよ、この方は。という中で、先ほども言いましたように、友人から譲ってもらうということがなくなったということだけで、計画変更されているということで、当初許可の、実行性の担保というものが、全くない中でされているものですから、ややもすると、もともと、駐車場というふうに転用をかけるために、キッチンカーというものを出してきたんじゃないかというふうに、作為的なものまで感じられるんですけれども。それは本人の知るところだけですので、何とも言えないですけれども。ただ、当初の計画で出してきた、キッチンカーの駐車場ということに対する努力なり、その実行性の担保というものを、全くされない中では、その事業者の、大変重大な過失があるのではないかというふうに感じているわけです。そういう中で、それを認めるっていうわけにはいかないのではないかというふうに、私は思っています。以上です。

議 長 中島委員
中 島 委 員 これは当初の計画と全然、違う内容ですから、本当は取り下げをしていただくように、指導してもらったほうがよかったのではないかな。それで、新たな計画でやる場合は、改めてまた提出するというような、そういう流れのほうが、はっきりしてるんじゃないかと、感じましたので、その辺の取り扱いをどんなふうにされたんだろうと、お聞きしたいと思っております。

議 長 事務局のほうで、経過についてのご説明があれば。
松橋事務局長補佐 当初の許可が第5条案件となりまして、こちらの5条案件は、県の許可になっておりますので、県で許可の取り下げとい

う形を取らないと、取り下げはできないという状況になっています。

議 長
鈴木委員

鈴木委員。今のご説明、羽田委員と中島委員の話を踏まえて考えると、結局、これは計画変更の申請は、むしろ行政側から計画の変更申請をとという流れが、できてしまっていたんじゃないですか。むしろ、取り下げを、お願いすることはできない。制度上かもしれませんけれども、要は、このまま進めるのであれば、計画変更しかありませんねというような流れの中で、この163号に至っているということですよ。

議 長
松橋事務局長補佐

事務局から、何かありますか。是正計画を上げる段階で、変更承認につながる基準で、是正計画を作成するというような流れになっておりますので、その辺は、変更につながるような形になっていると思います。

議 長
岡田主事

当初から是正計画の前提で、そういう回答ですか。事務局の岡田です。まず、市から違反転用の簡易報告を県に出した段階で、県はこの事案が、許可後の目的とは異なる事業という違反転用に該当するというので、是正計画の指導を、県が主体となって行ったということであり、今後の手続きということで、県としては、事業計画変更の申請を出すようにという指導をしたという流れです。

鈴木委員

そうですね。だから、こういう指導を、県のほうでされたということなんですね。

議 長
鈴木委員

そういうことですね。その中に、県の指導として、取り下げという項目の指導は、なかったんですか。

岡田主事
議 長

なかったと思います。なかったんですね。

鈴木委員

この後の流れはどうなるんですか。今、村田さんのほうからも、羽田さんのほうからも、しっかり、もうできていると報告がありました。整地されており、車も用意されているような状況で、今後のスケジュールは、どうなるんですか。

松橋事務局長補佐

承認または不承認ということで、もし、こちらで決まりましたら、それを県に進達しまして、県のほうで、それをもって判断を下すという形になると思います。

議 長

今日の農業委員会の結論をもって、それを県のほうに進達。それで県の処置を仰ぐという形になるわけですね。一応、そういう動きでよろしいですね。

議 長
曾根会長代理

曾根代理
調査会でも話があり、また、東篠ノ井区長から、農業委員会

に要請ありまして、ことの発端は売った地主の方が、キッチンカーの駐車場ということで売ったんですが、いつの間にかペット火葬に変わっているよということで、発覚しているわけです。それで、地元の東篠ノ井地区としては反対、隣接する庄ノ宮地区の皆さんも反対していると、そんな状況です。一応、そんな経過もあるということです。

議

長 では、地域の該当地区、該当地区に隣接している区としては、容認できないという意見というのが、しっかりしているんですね。他に皆さん、何かご意見はありますか。一通り、出尽くしましたか。

私どもとしては、既に南部地区調査会長からご提案のあった、いわゆる不承認相当というご意見が出ていますので、それに対して、皆さん方のご意見を伺った上で、農業委員会としての結論を出していくということをお願いしたいと思います。

議

松 田 委 員

長 松田委員

よろしいですか。南部の松田でございます。この調査に入る事前に、先月、地元説明というのを開催しました。そこでは、ペット火葬場ということで説明になったわけなのですが、その経緯もお聞きしたところ、やはり羽田委員のお話のとおり、申請をして、許可が下りてすぐ、もうキッチンカーの計画ではなく違う計画にひっくり返っているんですね。いつ、発注を掛けたのですかと言ったら、その日ですとの回答でした。そういうことは、あり得ないと思うのですが、その日に契約して、その日に持ってきましたというようなお話なのです。ですから、もう当初から、転用は、キッチンカーではなく、ペット火葬場としての転用をしようという意図がありながら、駐車場と言ったほうが通りやすいということだけで、申請したのではないかと臆測されます。住民からも、そういう不信感だけの声が上がっておりまして、経営姿勢そのもの、今後どういうふうな経営をしていかれるのか。ペット火葬も、もちろん反対なのですが、もしできたとしても、その事業内容自身が、違法埋葬といえますか、そういうことになっていくのではないかと心配している意見がほとんどです。煤煙等はないというのですが、十数年も前の資料を基に、この焼却炉はこういう性能ですと、ですから大丈夫ですと言うのですが、ダイオキシンや、あるいはそういう燃焼に伴うばいじん、その他のものが出ないとも限らないということで、いろいろな観点から、環境面での悪化というものが一番心配されるのではないかといいました。

元々、長野県は、ペット火葬に関して条例化されてないので、

許認可が必要ないという、県条例で何もつくってないということなので、キッチンカーではなく、最初からペット火葬をしようという、そういう目的で申請されたのではないかと思いますので、逆に、これを認めてしまえば、農業委員会として、今後、農地を駐車場に転用するということがそのものが、規制を掛けていかなければいけないのではないかと危惧されます。普通に、自分の自家用の車を置くための駐車場であっても、そういうところを危惧しなければいけないのではないかということに発展しないとも限らないので、私はこの件については、不許可相当というふうに思います。以上です。

議 長 たまたまこの申請者のホームページを見たのですよ。いきなり、ペット火葬の広告だったのですよね。大手の、いわゆるペット火葬チェーン店みたいなのがあって、つながりがあるのではないか。あくまでも推測ですけども、そんな感じもしました。北村委員どうぞ。

北 村 委 員 さっき、よく聞こえなかったのですが、要するに、これは不許可、許可が認められないというふうに進達した後は、今後どういうふうにしていくんですか。

松橋事務局長補佐 承認または不承認という形になりましたら、県へ進達いたしまして、県のほうで、この結果を判断するような形になります。

北 村 委 員 それで、県が不承認というか、そうだなと、農業委員会の言うとおりだということになったときには、要するに、計画変更申請は認めないということですよ。そうすると、違反転用状態のまま、存続するということになるのですか。

市川事務局長 確認はしてございませんけれども、変更が認められないということは、最初の許可の分が生きてまいりますので、そちらを再度、検討していただくのか、また、さらには別の変更といいますか、地元理解を得られる変更を考えていただくのか、その辺は県のほうにも相談しなければいけないと思いますが、そんな形になるかという予想はしております。

議 長 取りあえず、現段階ではストップを掛けているという理解で、いいんですね。

村田地区調査会長 農業委員会の意見を県に進達するだけですよ。それ以上のことは、できないですよ。

議 長 そういうことです。よろしいですか。大体、意見は出尽くしたようです。

そうしましたら、163号の提案の内容に、計画変更申請を認めるか認めないかという採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、意見も出尽くしたようでございますので、議案第

163号の計画変更申請を承認される方の挙手を求めます。

【挙手なし】

議 長 承認される方は、なしです。そうしましたら、南部調査会のほうからの提案のあった、不承認でこの案件を処理するということについて、農業委員会としては確認したということで、よろしいですか。

【異議なし】

議 長 分かりました。では、長野市農業委員会としては、この案件につきましても、不承認相当ということで、県のほうに進達をしていただくということでお願いします。事務局よろしいですね。

それでは、今日はまだ時間もかかるので、ここでいったん、10分休憩を取ります。今、部屋の時計で35分でございますので、45分再開ということで、お願いしたいと思います。いったん、休憩します。

【休 憩】

議 長 定刻の時間になりますので、引き続き、議事を再開いたします。

議案第164号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。農業政策課より、議案の説明をお願いします。

農 業 政 策 課 農業政策課、山田と申します。よろしくお願いいいたします。
山 田 主 事 議案第164号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。着座にて、失礼いたします。

同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省令の定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないこととされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、1、長野市基本構想に適合すること。2、農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること。3、利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていること。4、下限面積についてであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

それでは、お手元の議案別冊1-1の2ページをご覧ください。所有権移転及び利用権設定の件数及び面積はご覧のとおりです。総件数は561件、総面積は515,970.89㎡でございます。ページを戻りまして1ページをご覧ください。賃借・使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数字は先ほどと同様で、今回、利用権の設定を受ける方は142名、利用権を設定する方は388名となっております。

以上につきましてご決定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入らせていただきます。まず、最初に審議の手順につきまして、確認をいたします。1番の所有権移転関係について、順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ、単独に採決を行います。次に、利用権設定関係ですが、2から5の賃借権、使用貸借権について、一括報告をさせていただきます。

なお、6の農地中間管理事業（賃借権）と、7の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましては、法律改正により、機構配分も一括して行うことになっておりまして、農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものですので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行った上で、一括採決を行う方法で進めさせていただきたいと思っております。

なお、お手元の別紙1のアからエの案件、いわゆる農業委員に関わる案件でございますけれども、これにつきましては、農業委員会法等に関する法律第31条第1項に該当いたしますので、関係する委員に退席を求め、審査から採決までを単独で行いたいと思っております。また、別紙2のオの案件については、下限面積要件のため、所有権移転と利用権設定に関連がありますので、審査から採決まで、これも単独で行います。

さらに別紙2のカの案件につきましては、農家創設案件ですので、この後、議案第166号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを審議した後で、審査から採決までを単独で行いたいと思っておりますので、こういった審議方法で進めていきますけれども、よろしいでしょうか。

【異議なし】

議 長 では、ご了解を得たということで、進めさせていただきます。

それでは初めに、1の所有権移転関係につきまして、1番から25番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに、北部地区調査会長から、1番から4番、お願いいたします。

関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。原案のとおりでよいというふうに判断をいたしました。1番の受人の●●について、ちょっと簡単にご説明をいただければと思います。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、5番から6番、お願いします。

岡村地区調査会長 西部調査会の岡村でございます。5番、6番についてござ

- いますけども、それぞれの条件に適合しており、問題ないと判断をさせてもらいました。
- 議 長 続きます、中部地区調査会長から、7番、お願いいたします。
- 北村地区調査会長 7番の所有権移転ですけども、問題ないというふうに判断しております。以上です。
- 議 長 続きます、南部地区調査会長から、8番から20番、お願いいたします。
- 村田地区調査会長 南部地区調査会、村田です。8番から20番ですが、いずれも下限面積の要件を満たしており、問題ないと判断しました。以上です。
- 議 長 続きます、東部地区調査会長から、21番から25番、お願いいたします。
- 北村地区調査会長 東部地区の北村です。21番から26番につきましては、調査会で検討した結果、原案どおりに決定することで特に問題ないということで、判断しました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入りますが、先ほど申しあげました、審査から採決までを単独で行う別紙1のA及び別紙2のオ以外について、行います。
- 先ほど、農業政策課の説明及び地区調査会長からの報告につきまして、ご発言のある方の挙手を求めます。ご質問、ございますか。特にないですね。
- 【質疑なし】
- 議 長 質疑がありませんので、所有権移転関係について、採決を行います。別紙1のA及び別紙2のオを除いた所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の賛成を確認させていただきました。続きます、2から5の利用権設定関係の審議を行います。利用権設定関係につきましては、まず6年未満の賃借権が10件、6年から10年未満の賃借権が1件、10年以上の賃借権が11件、使用貸借権が16件でございます。初めに北部地区調査会長から、検討結果をお願いいたします。
- 関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。6年未満についての案件については、原案のとおりでよいというふうに判断をいたしました。以上です。
- 議 長 続きます、西部地区調査会長からお願いします。
- 岡村地区調査会長 西部調査会の岡村でございます。下限面積等を満たしております、問題ないと判断をいたしました。以上でございます。

- 議 長 続きまして、中部地区調査会長、お願いします。
- 北村地区調査会長 6番でありますけども、更新でありまして、原案どおりの決定で問題ないというふうに思います。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長、お願いいたします。
- 村田地区調査会長 南部地区調査会の村田です。南部地区の利用権設定案件について、調査会で検討した結果、問題ないと判断しました。以上です。
- 議 長 最後に東部地区調査会長、お願いします。
- 北村地区調査会長 東部地区の北村です。全ての番号につきまして、原案どおり決定することで、特に問題ないということで判断しました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより、先ほど申し上げました、委員に関係する別紙1のイ、ウ、エ及び別紙2のオ、カの案件を除いた利用権設定関係についての採決を行います。
- 先ほど、農業政策課の説明及びただ今の地区調査会の報告についてご発言のある方はおられますか。特にありませんね。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、質疑がございませんので、利用権設定関係についての採決を行います。別紙1のイ、ウ、エ及び別紙2のオ、カ以外の利用権設定関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。続きまして、下限面積要件により保留いたしました、別紙2のオの案件について、質疑・採決を行います。農業政策課の説明及び地区調査会長の報告について、発言のある方は、挙手をお願いいたします。いいですね。利用権設定ですね。質問はございませんか。
- 【質疑なし】
- 議 長 では、特に質問もございませんので、採決を行います。別紙2のオの案件について、原案のとおり決定をすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。続きまして、委員が議事に参与することのできない別紙1のアからエの案件について、審議・採決を行います。別紙1のア、イに関係する佐藤委員、恐縮ですけども、退席をお願いいたします。
- 【佐藤委員退室】
- 議 長 別紙1のア、イについて、先ほど農業政策課の説明及び地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたし

ます。ご意見はございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは、採決に入ります。別紙1のア、イについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認させていただきました。佐藤委員の入室を許可します。

【佐藤委員入室】

議 長 続きまして、別紙1のウにつきまして、酒井昌之委員が関係しておりますので、退席をお願いいたします。

【酒井委員退室】

議 長 別紙1のウについて、先ほど農業政策課の説明及び地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特にないですね。

【質疑なし】

議 長 質疑ありませんので、採決に入ります。別紙1のウについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の方の賛成を確認できました。酒井委員の入室を許可します。

【酒井委員入室】

議 長 続きまして、別紙1のエにつきまして、池田昌子委員が関係しておりますので、ご退席をお願いいたします。

【池田委員退室】

議 長 別紙1のエについて、先ほどの農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特にないですね。

【質疑なし】

議 長 質疑がございませんので、採決に入ります。別紙1のエについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。池田委員の入室を許可します。

【池田委員入室】

議 長 以上で、議案第164号は、別紙2の農家創設案件以外の案件につきまして、全て原案のとおり、決定といたします。

続きまして、議案第165号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により定められた農用地利用配分計画の一部取り消しの決定についてを議題といたします。農業政策課から説

- 明をお願いいたします。
- 農業政策課 議案第 165 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定
山 田 により定めた農用地利用集積計画の一部取り消しの決定について、ご説明申し上げます。議案をご覧ください。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て定めることとされており、取り消しの決定を行う場合も、農業委員会の決定を経て行うことが適当であるとされているため、決定をお願いするものです。
- 今回、取り消しの決定を求める議案は、2 件ございます。1 件目の公告日は、令和 3 年 2 月 1 日、1 月 29 日の農業委員会総会で決定いただいたものです。取り消す農用地利用集積計画は、利用権設定関係、農地中間管理事業賃借権です。所在、大豆島中ノ島●●、地目は田、面積は 1,057 m²、貸付人は●●さん、借受人は公益財団法人長野県農業開発公社理事長 北原富裕。始期は 2 月 2 日です。取り消し理由ですが、貸付人●●さん死亡のためです。
- ページをめくっていただいて、2 件目の公告日は令和 3 年 4 月 1 日、3 月 29 日の農業委員会総会で決定いただいたものです。取り消す農用地利用集積計画は、利用権設定関係の中間管理事業賃借権です。所在、中条住良木森下●●、地目は田、面積は 258 m²、外 4 筆。貸付人は●●さん、借受人は公益財団法人長野県農業開発公社理事長 北原富裕、始期は 4 月 2 日です。取り消し理由ですが、貸付人の●●さん死亡のためです。
- 以上につきまして、ご決定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは各地区調査会長から、検討結果、意見等の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 件目について、検討結果をお願いいたします。
- 関 地区調査会長 北部地区調査会の関です。原案のとおりでよいというふうに判断をいたしました。以上です。
- 議 長 続きまして西部地区調査会長から、2 件目について、お願いいたします。
- 岡村地区調査会長 西部調査会の岡村です。原案のとおり、問題なしと判断をさせていただきました。以上でございます。
- 議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局の説明並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。特にありませんね。
- 【質疑なし】
- 議 長 ないようですので、採決に入ります。議案第 165 号を、原案

のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員、賛成の確認をいただきましたので、議案第 165 号は全て、原案のとおり決定といたしました。

続きまして、報告第 77 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)の報告についてを議題といたします。これは次の議案第 166 号 農地中間管理事業の推進に関する法律、第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取についても、関連する案件になるということで、先に議題とさせていただきますのでございます。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課 市川係長 農業政策課の市川です。報告第 77 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画案の報告について、ご説明いたします。資料は別冊 4 になります。着座にて、失礼いたします。

本件につきましては、市内で就労している担い手及び新規事業者への利用配分計画ですが、既に中間管理事業の権利設定がされている農地について、権利移転及び権利設定をするものがありますので、意見聴取ではなく、報告とさせていただきます。別冊 4 の 1 ページをご覧ください。今回、権利の移転及び設定を受ける方は 25 名で、賃借及び使用貸借により、116,566.39 m²を、長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。

2 ページ目をご覧くださいまして、番号 1、農事組合法人●●さんですが、篠ノ井地区で水稻を栽培する方になります。番号 2 から 25 につきましては、若穂綿内東町地区の基盤整備事業の農地の内、山新田工区で果樹の栽培を行うために借り受ける方々になります。報告については、以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 長 ただ今、事務局から報告第 77 号について、説明がありました。発言のある方は挙手をお願いいたします。特にございませんか。

【質疑なし】

議長 長 それでは、報告案件でございますので、了解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 166 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課は、説明をお願いいたします。

農業政策課 市川係長 議案第 166 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取につ

いて、ご説明いたします。別冊3をご覧ください。農用地利用配分計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村は必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものとするとして規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の場合これに該当し、意見聴取をお願いします。それでは別冊3の1ページ目をご覧くださいまして、今回、権利の設定を受ける方2名、賃借権と使用貸借権で11,485㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。

2ページ目をご覧くださいまして、番号1、●●さんは、野菜の栽培で、豊野町浅野地区におきまして農家創設をする方。番号2、●●さんにつきましては、果樹の栽培で若穂綿内地区の農家創設をする方であります。説明は以上でございます。意見聴取についてのご審議をお願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課よりご説明がありました。それでは、各地区調査会長から、検討結果、意見等の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番、よろしく願います。

関 地区調査会長 　北部地区調査会の関です。1番につきましては、農地法第3条のナンバー3との関連案件であります。原案のとおりで問題ないという判断をいたしました。以上です。

議 長 　続きまして、東部地区調査会長から、2番、お願いいたします。

北村地区調査会長 　東部地区の北村です。2番、3番ですね。●●さんでございます。営農計画等の説明を調査会で受けまして、しっかりやる方です。それと、指導するお父さんが立派な人だということで、調査会の方からちょっと話がありましたが、立派な方の指導で、またしっかりやってくださいということで、お願いをしておきました。特に問題はないというふうに判断しました。以上です。

議 長 　ただ今、それぞれ、事務局説明及び地区調査会長の報告について、ご意見がございましたら、お願いをいたします。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 　それでは、採決に入ります。議案第166号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　ありがとうございます。全員の方の賛成を確認できました。議案第166号を、原案のとおり決定いたしました。

それでは、ただ今の決定を受けて、先ほど保留となっております議案第164号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定による、農用地利用集積計画の決定についての1、別紙2につきまして、発言のある方の挙手を求めます。よろしいですね。

【質疑なし】

議長 では、質問もございませんので、採決に入らせていただきます。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員、賛成を確認させていただきました。従いまして、議案第164号につきましては、全て原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第167号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課 山口専門員 農業政策課の山口です。議案第167号 農振除外等に係る意見聴取についてをご説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料につきましては、別冊5になります。それでは別冊5と書いてあります資料の1ページのほうを、ご覧をいただきたいと思えます。今回、農業振興整備計画の変更は軽微変更1件となります。資料2ページをご覧ください。軽微変更番号1です。事業計画者と土地所有者の●●さんが、農業用倉庫1棟を建設し、農業用機械等の保管庫として利用するため、今回、申し出をするものでございます。申出地は若穂川田字牛島前●●、地目は畑です。軽微変更面積は138.7㎡、土地改良区の受益地ではなく、土地改良の実施もございません。農地法は農用地区域内農地で、農用地ですけれども、2アール未満の農業用施設であるため、届出により見込みあり、開発許可は農業用施設のため、許可不要となっております。

除外5要件ですけれども、1から4までは条件を満たしていることを確認しております。5については、軽微変更の場合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業等完了から8年未経過の条件を満たす必要はないため、要件から除いております。

続いて内容の説明ですけれども、下段のほうをご覧ください。事業計画者は、若穂川田地区で水稻及び果樹、リンゴですけれども中心に、8,200㎡ほどを耕作しており、申出地は耕作地の中で最も集約された農地の入口部にあり、自宅から近く、利便性もよいことから、農業用機械、主にスピードスプレーヤ、乗用トラック、ハーベスター等になりますけれども、その保管庫として利用するため、申し出をするものです。

続いて3ページになりますが、3ページは位置図です。4ペ

ージに求積図、それから配置図、5ページには立面図を添付してございますので、参考としてご覧いただければと思います。説明は以上でございますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは東部地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

北村地区調査会長 東部地区の北村です。農業用施設ということでありまして、リンゴの農作業を効率化するために、真ん中辺に施設をつくるということであります。除外条件とかは満たしておりまして、特に問題ないと判断しました。以上です。

議 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手をお願いいたします。ございませんね。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第167号の軽微変更案件について、用途区分変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認させていただきました。議案第167号は、用途区分変更をすることが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出いたします。

続きまして議案第168号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いいたします。

竹下主幹兼事務局長補佐 議案第168号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の13ページをご覧ください。番号1番から、16ページの74番まででございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して、法務局で地目変更登記を行うことができます。

表の下に集計が載っておりまして、今月ご決定いただくものは、山林が13筆で、面積が4,507㎡、原野が61筆で、面積は20,936㎡、合わせて74筆、25,443㎡でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですか。

- 議 長 【質疑なし】
- ないようでございますので、採決に入ります。議案第 168 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 【全員挙手】
- ありがとうございます。全員、賛成を確認できましたので、議案第 168 号は原案のとおり、決定をいたしました。
- 竹下主幹兼事務局長補佐 続きまして報告第 74 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による報告について、報告第 75 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 76 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設(2アール未満)の届出についての 3 件について、事務局より説明をお願いいたします。
- 報告第 74 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、ご報告申し上げます。17 ページをご覧ください。番号 17 番から、19 ページの 26 番までの 10 件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっております。4 条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。
- 続きまして報告第 75 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、ご報告申し上げます。21 ページをご覧ください。番号 52 番から、26 ページの 74 番までの 23 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては、記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。
- 続きまして報告第 76 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設(2アール未満)の届出について、ご報告申し上げます。27 ページをご覧ください。番号 1 番から 2 番までの 2 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で、要件に当てはまる場合、4 条許可は不要ですが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容については記載のとおりです。書類等、特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。
- 以上、報告案件の 3 件について、ご説明いたしました。よろしくをお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局から報告第 74 号、第 75 号及び第 76 号について

て、説明がありました。発言のある方は、挙手をお願いいたします。特に、報告事項ですので、ご質問ありませんですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは報告案件でございますので、ご了解いただきますよう、お願い申し上げます。

以上で、農地法等に関わることについての議事は、終了いたしました。引き続き、その他農業委員会業務に関わる事項について、審議をいたします。議案第 169 号 第 6 回長野県農業委員会大会における要請事項についてを議題といたします。本件に関しては、今月、各地区調査会で、事務局から説明をいただきました。事務局より、各地区調査会での意見等、検討状況を含めて、議案の説明をお願いいたします。

竹内事務局長補佐 事務局の竹内です。お手元にお配りした資料ですが、議案第 169 号 第 6 回長野県農業委員会大会の要請事項について、資料ナンバー 1、こちらご覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、調査会で説明させていただきまして、特段、意見ありませんでしたので、2 項目につきまして、県の農業会議のほうに報告したいと考えております。事務局からは以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長 既に、各地区調査会でご説明をされておりますので、これに対して質問、ご発言のある方は、挙手を、お願いをいたします。

【質疑なし】

議 長 では特段、意見はございませんので、これより採決に移ります。議案第 169 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員、賛成を確認できました。議案第 169 号は、原案のとおり決定をいたしました。

以上で、予定いたしておりました議事が終了いたしました。これで、私の議長の任を、全て終了いたしましたので、任を解かせていただきます。ご協力、ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、議長の役、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。

次に、8、その他に移ります。本日の議事全体を通して、委員の皆さまから何かございましたら、お願いいたします。

酒井委員 酒井でございます。先日の、管内視察につきましては、長野市でも最も貧しい、とにかく小学校がない、人口が少ない、郵便局がない、農協もない。ないないづくしのところに来ていただきまして、大変ありがとうございました。その後、わらび園につきましては、見事な圃場に生まれ変わっておりまして、この

次は写真で皆さんにご報告申し上げたいと思います。取りあえず、小田切に足を運んでいただいたということにつきまして、厚く御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

曾根会長代理 他に、よろしいですか。それでは、なければ、事務局から今後の日程説明につきましてお願いいたします。

竹内事務局長補佐 それでは、お手元の次第をご覧いただきたいと思いますが、今後の日程ということで、次回、第19回総会につきましては、8月31日の火曜日、203会議室で午後1時半から3時半までを予定しております。それから裏面をご覧いただきたいと思いますが、上段に、8月の地区調査会の予定を載せてございますので、またご覧いただきたいと思います。

それからその下の、今後の会議等日程一覧ということで、9月末までの予定を載せてございますが、その中で2番、北信五市農業委員会研修会は中止となっております。皆さんのお手元に、北信五市研修会開催概要かっこ中止ということで、資料をお配りしてございます。長野市が当番市ということで、今年度、8月24日開催予定で準備しておりましたが、首都圏を中心としたデルタ株により、感染が再拡大しつつあるコロナの感染状況を考えまして、多数が一堂に会する研修会は困難ということで、残念ですが、昨年を引き続き、本年度も開催を見送ることといたしました。今後、来年度の開催に向けまして、長野市が当番市ということで準備を進めたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。事務局からは以上になります。

曾根会長代理 ありがとうございました。以上をもちまして、第18回の総会を終了といたします。大変お疲れさまでした。

青木会長 ご苦労さまでした。ありがとうございました。